

公益社団法人 岐阜県建築士会 飛騨支部規約（案）

（名称）

第1条 この支部は、公益社団法人岐阜県建築士会飛騨支部（以下「支部」という。）と称する。

（事務所）

第2条 支部の事務局を高山市内に置く。

（会員）

第3条 会員は、高山市、飛騨市、下呂市及び大野郡白川村の区域に在住、又は勤務する本会会員をもって会員とする。

（任務及び事業）

第4条 支部は、公益社団法人岐阜県建築士会（以下「本会」という。）の目的及び事業を支部の地域において達成するため必要な事業を行うことを任務とする。

（総会の招集及び決議）

第5条 総会は、定時総会と臨時総会とし、定時総会は、事業年度終了後、3ヶ月以内までに、臨時総会は、必要がある場合に支部運営委員会（以下「運営委員会」という。）の決議を経て支部長が召集する。

（議決権）

第6条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

2 正会員は、あらかじめ通知のあった事項に限り代理人によって議決権を行使することができる。ただし、支部の正会員でなければ代理人となることができない。

3 総会の招集の通知は、総会の2週間前までに、その目的、開催日時及び場所を記載した書面を発しなければならない。

4 総会の決議は、支部に所属する総正会員数の議決権の3分の1を超える正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

（総会の議長）

第7条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

（総会の権限）

第8条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 事業及び収支に関する計画、報告、予算、決算等に関する事項

(2)役員の選任及び解任に関する事項

(3)支部規約の変更等に関する事項

(4)その他支部の運営について総会の決議を必要と認める事項

(役員)

第9条 支部に次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----------|
| (1)支部長 | 1名 |
| (2)副支部長 | 2名以内 |
| (3)運営委員 | 3名以上、7名以内 |
| (4)監事 | 2名以内 |

(役員の選任)

第10条 支部長、副支部長、運営委員及び監事は、総会の決議によって選任する。

(任務)

第11条 支部長は、支部を代表し、その業務を執行する。

- 2 副支部長は、支部の業務を分担し執行するとともに、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 運営委員は、支部の業務を分担し執行する。
- 4 監事は、支部長、副支部長及び運営委員の業務執行及び支部の財政状況を監査し、監査報告書を作成して定時総会に報告する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 補欠で選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第13条 役員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

- 2 前項の支払基準については、総会の決議を経て定める。

(顧問及び相談役)

第14条 功績きわめて顕著な者から、顧問及び相談役を置くことができる。

- (1)顧問 2名以内
- (2)相談役 2名以内

- 2 顧問及び相談役は、支部長の相談に応じ運営委員会から諮問された事項について参考意見を述べる。

- 3 顧問及び相談役の選任及び解任は、総会において決議する。
- 4 顧問及び相談役の報酬は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、支部長、副支部長及び運営委員で組織し、次のような場合に開催し、支部長が議長となる。

- (1)支部長が必要と認めたとき。
- (2)その他支部運営上必要なとき。

(会計及び事業年度)

第16条 支部の事務を処理するため会計及び事務局を置き支部長が委嘱する。

(収支及び事業年度)

第17条 支部の経費は、本部負担金、寄付金、その他の収入をもって支弁する。

- 2 事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委員会)

第18条 支部の事業を推進するために必要があるときは、総会の決議により、委員会を設けることができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、運営委員会が選任し、支部長が委嘱する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この規約に定めがないものについては、本会の定款、細則及び諸規定に準ずる。
- 2 この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会及び総会の決議を経て別に定める。
- 3 この規約の変更は、総会の決議を経て理事会の承認を経なければならない。
- 4 この規約は、平成25年4月1日から適用する。